

○関東地方整備局告示第六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年十月十一日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 県道高萩塙線改築工事（茨城県高萩市大字下手綱字北中町地内から同市大字赤浜字法花堂前地内まで、北茨城市中郷町小野矢指字鳥喰地内から同市中郷町小野矢指字根岸地内まで及び北茨城市中郷町小野矢指字二才田地内から同市中郷町栗野字ツバメ田地内まで）及びこれに伴う県道改築工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県高萩市大字下手綱字北中町、字岩ノ作及び字坂ノ上並びに大字赤浜字法花堂向及び字法花堂前地内
茨城県北茨城市中郷町小野矢指字鳥喰、字根岸及び字二才田並びに中郷町栗野字カラス作、字水押及び字ツバメ田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県高萩市大字下手綱字中江地内から北茨城市中郷町栗野字ツバメ田地内までの延長3.679kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道高萩塙線改築工事及びこれに伴う県道改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道高萩塙線改築工事」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により安全かつ円滑な交通が阻害される県道の従来の機能を維持するための県道改築工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道高萩塙線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により茨城県知事が県道に認定した路線であり、起業者である茨城県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により茨城県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、茨城県高萩市を起点とし、福島県東白川郡塙町に至る延長49.295kmの路線である。本路線が通過する高萩市及び北茨城市（以下「高萩・北茨城地域」という。）において、南北軸に首都圏及び東北地方を結ぶ広域交通ネットワークを形成しているのは一般国道6号であり、地域内における住民の通勤、通学等の日常生活に必要不可欠な生活道路としての機能と地域間の通過交通を処理する幹線道路としての機能を担っている状況である。また、本路線が東西軸に茨城県と福島県を結ぶ産業、経済、観光、社会、文化及び生活における幹線道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、高萩・北茨城地域は甚大な被害を受け、一般国道6号においても、津波により北茨城市の一部が通行止めとなり、各地を結ぶ輸送交通網が切断されたことで甚大な被害を受けている。茨城沿岸津波対策検討委員会が

発表した津波浸水想定区域調査結果によると、一般国道６号については津波浸水想定区域を通過しており、0.3m～1.0mの津波による冠水が想定されている。

また、一般国道６号は地域内交通と通過交通の機能を担うことから、交通がふくそうし、慢性的に交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、一般国道６号の自動車交通量は、高萩市高浜三丁目地内で18,061台/日であり、混雑度は1.43となっている。

本件事業の完成により、本件区間が地域内交通として機能し、一般国道６号の地域内交通を分担することから、一般国道６号における交通混雑の緩和が図られるとともに、災害時における一般国道６号の代替路が整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）及び東日本大震災からの復興の基本方針において、被災地域の復興施策の実施を掲げており、高萩市により策定された「高萩市震災復興計画」において、本件事業は復興支援のため緊急的に整備が必要な道路として位置づけられていることから、震災復興に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年３月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植

物は確認されていないことから、本件事業に起因する希少な野生動植物の生息又は生育環境への影響は少ないとされている。起業者は、工事による改変箇所及びその周辺の土地で希少な野生動植物の生息又は生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要に応じて移植等の保全措置を講ずることとしている。本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、茨城県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、地域内交通を整備することなどを主な目的として県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第80号）による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、西側ルート案及び中央ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積が最も少なく、施工性に優れ、全体工事費が最も廉価であることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件区間の地域内交通の整備、一般国道 6 号の代替路の確保が必要であること、一般国道 6 号は慢性的に交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高萩市及び北茨城市から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県高萩市役所及び北茨城市役所